

保 険 種 類 の 解 説

1 . 生命保険

生命保険の種類については、保険事故、保険期間、支払方法、被保険者数、被保険者選択方法等の区分によって、いろいろな角度から分類される。しかしここでは現業界の販売商品中一般的なものを個人保険と団体保険、また個人年金と団体年金とに大別し、給付のある特約も含めて保障内容を主体に簡記する。

〔1〕個人保険及び個人年金

個別保険とも言われ、個人々々が被保険者となるもので、被保険者毎に保険料が計算されるものである。

(1) 終身保険

保険期間が終身にわたるもので、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態となったとき保険金を支払うものである。終身保障であるため必ず死亡（高度障害）保険金の支払事由が到来するところから、保険料等の計算上では109歳満期養老保険の形態とされている。また稼得能力のある間の保障を高額としている仕組み（終身保険と定期保険を組み合わせたもの）のものもある。

(2) 普通養老保険

被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態になったとき、または満期時まで生存したときに、所定の保険金を支払う保険であり、死亡（高度障害）保険金と満期保険金の額は同額となっている。

(3) 定期保険

被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態になったときのみ、保険金を支払うものであり、保険金額が保険期間中一定である平準定期保険、保険金額が次第に低下する逓減定期保険、逆に保険金額が次第に高くなる逓増定期保険に分けられ、保険金額の変化する時期を毎年とか、前期と後期、あるいは前期、中期、後期に分けて額を変えるものがある。

(4) 定期付終身保険

終身保険に定期保険を付加した組合わせ型の保険。被保険者の生涯にわたり保障が継続する終身保険に、定期保険を一定期間（20年または60歳に到達するまでの期間など）付加し、その期間内の死亡保障を厚くした保険で、遺族保障の目的に沿うものである。なお、この組合わせの保険料払込期間は、定期保険と同一期間とする短期払のものが多い。

(5) 定期付養老保険

保障付養老保険とも言われ、養老保険と定期保険を組み合わせたものである。すなわち保険期間中の死亡、高度障害状態、満期時生存のいずれのときにも保険金を支払うが、死亡（高度障害）保険金が満期保険金の2倍～25倍（災害死亡の場合はその倍額となる）となっている。

(6) 生存給付金付定期保険

死亡（高度障害）の際の保障は定期保険と全く同じであるが、保険期間中に数回の生存給付金を支払うとしたものである。生存給付金支払の時期、回数、額については、各社独自の方法がとられている。

(7) こども保険

こどもを被保険者、親を契約者とする保険で、被保険者が満期まで生存したとさに保険金を支払い、中途死亡または高度障害状態になったときは既払込保険料程度の給付を支払うものである。また被保険者が一定年齢に達したとき入学祝金や進学祝金あるいは学資金を支払うものがあり、さらに契約者が中途死亡したときにこどもの養育資金あるいは養育年金を支払うものもある。この場合は家族収入保障保険とこども保険を組み合わせた連生保険となる。

(8) 貯蓄保険

貯蓄を重点にした短期生存保険で、保険期間は3年、5年、7年があるが5年のものが多い。この保険は被保険者が満期時まで生存したとき満期保険金を支払い、被保険者が保険期間中に災害、伝染病によって死亡したときまたは

高度障害状態となったとき満期保険金と同額あるいは満期保険金の2～3倍の保険金を支払うが、普通死亡のときは既払込保険料程度の給付金しか支払わないとするものである。保険料は年齢に関係なく、告知書による選択の契約が一般的である。

近年普通死亡したときでも既払込保険料程度の給付金に加えて所定の保険金を支払うとする保障付貯蓄保険が開発されている。この場合は保険料あるいは保険金が年齢によって異なってくる。

(9) 医療保険

被保険者が疾病または傷害により入院し、医師の治療を受けたときに医療給付金として、入院給付金、看護給付金、手術給付金等を支払い、また、被保険者が死亡したときは死亡保険金を支払うという保険である。この医療保険は、特定の疾病入院については割増支給するもの、一定の期間を越えて入院した場合には長期療養費を支払うものあるいは家族が入院したときも保障するもの等がある。なお、公的医療保険制度の改正による医療費の一部本人負担部分を補完するために、治療の内容、程度に応じて一定の治療給付金を支払うこともできる保険もある。

(10) 介護保険

被保険者が一定の条件の要介護状態に該当（いわゆる「ねたきり状態」）した場合に、被保険者及びその家族の生活保障として介護年金を支払い、死亡した場合には死亡保険金を支払うものである。また、要介護状態にならなかった場合には所定の年齢になった時に健康祝金が支払われるものもある。

(11) 変額保険

変額保険には一生涯を保障する「終身型」と、保険期間10年以上で保障期間が定められている「有期型」の2種類がある。この保険は、従来の定額保険の資産（一般勘定）とは明確に区分されて運用（特別勘定）されており、その資産の運用成果によって保険金額を変動させるハイリスク・ハイリターン型の保険である。ただし、死亡保険金額については、資産運用の如何にかかわらず最低保証（基本保険金額）をもうけている。

(12) 年金保険

年金として継続的給付を約束する保険であり、一時に払込まれた保険料あるいは積立てた資金を基金として年金を支払う仕組みとなっている。年金額は定額型と逓増型とがあり、年金支払は、終身年金払、有期年金払、確定年金払があり、は、いずれも保証期間を置いている場合が一般的である。は保証期間と有期年金期間が一致しているものをいう。

(13) 海外旅行生命保険

被保険者の海外旅行中における危険に対する保障を行う短期間の生命保険で、普通死亡の保障のほか、高額の災害死亡保障があり、災害による傷害の場合に傷害給付金、さらに入院、手術の場合には入院給付金、手術給付金が支払われるものである（総合保障型）。なお災害保障型の場合は、入院、手術に対する保障がない。

(14) 財形保険

勤労者財産形成促進法の条件に則った保険であり、事業主が勤労者に支払う賃金から天引して払い込む「財産貯蓄積立保険」「財形年金保険」「財形年金積立保険」、これらの保険に加入した勤労者の財産づくりを援助するための保険で保険料が全額事業主負担となる「財形給付金保険」「財形基金保険」がある。保障の内容は前出養老保険ないしは貯蓄保険並である。

〔2〕団体保険及び団体年金保険

(1) 団体定期保険（グループ保険） 団体保険の主力であり、保険料は個人定期保険に比べ低廉となっていること、保険料率は平均料率が多く用いられていること、事務処理が比較的簡単であること、保険期間が1年であるが更新可能で収支がすぐに計算され、したがって剰余金があれば配当として支払われるので魅力のあること、事業主負担の保険料は税制上損金処理ができ、被保険者拠出の場合でも年末調整の対象となることなどに特色がある。また、団体の性格に応じて次のような団体区分等を設けてこの保険は運営されている。なお、団体所属員の配偶者、退職者等も加入できる場合がある。

第 種団体 同一企業体または同一官公庁に所属する者の団体 同一企業体または同一官公庁に所属する者により組織された労働組合、協同組合、互助会、単独設立の厚生年金基金、共済組合等の所属員の団体 資本（役員）関係があり、かつ常時人事交流の行なわれている他の企業の所属員を含めることも可能。

平成4年度保険種類別統計表(1)

新契約1

(単位 千件,百万円)

保 険 種 類	件 数	前年対比	金 額	前年対比
		%		%
個 人 保 険	12,984	107.8	149,279.683	100.7
1. 死 亡 保 険	6,469	115.1	119,102.597	101.9
(イ) 定 期 保 険	1,760	164.2	17,663,606	119.5
(ロ) 定 期 特 約	(1,547)	(89.3)	16,523,669	104.6
(ハ) 終 身 保 険	3,667	101.7	83,986,717	98.6
(ニ) 変 額 保 険 (終 身 型)	30	72.7	376,468	60.8
(ホ) 疾 病 保 険	992	112.6	466,242	116.7
(ヘ) 介 護 保 険	10	99.5	23,552	97.1
(ト) 海 外 旅 行 生 命 保 険	8	85.1	61,954	86.8
(チ) そ の 他	0	81.7	386	92.2
2. 生 死 混 合 保 険	5,691	101.1	29,183,980	96.2
(イ) 普 通 養 老 保 険	2,457	104.7	8,934,945	97.1
(ロ) 定 期 付 養 老 保 険	295	83.8	4,620,855	84.1
(ハ) 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	929	100.4	9,256,170	98.7
(ニ) 変 額 保 険 (有 期 型)	4	30.1	24,998	26.4
(ホ) 連 生 保 険	0	91.4	875	157.8
(ヘ) こ ど も 保 険	527	98.2	3,829,812	99.8
(ト) そ の 他	1,476	101.7	2,516,322	107.5
3. 生 存 保 険	824	104.5	993,105	101.3
(イ) こ ど も 保 険	152	84.4	347,965	82.7
(ロ) 貯 蓄 保 険	612	111.3	586,459	115.2
(ハ) そ の 他	58	102.3	58,680	115.8
個 人 年 金 保 険	2,500	109.5	16,562,095	113.0
団 体 保 険	26,436	100.1	14,992,205	66.9
1. 死 亡 保 険	26,433	100.1	14,986,863	66.9
(イ) 団 体 定 期 保 険	6,607	55.2	13,958,599	70.2
(ロ) 団 体 信 用 保 険	19,825	137.4	1,028,264	40.7
(ハ) 消 費 者 信 用 団 体 保 険	—	—	—	—
(ニ) 団 体 終 身 保 険	—	—	—	—
2. 生 死 混 合 保 険	3	39.1	5,341	38.7
(イ) 団 体 養 老 保 険	3	39.1	5,341	38.7

平成4年度保険種類別統計表(2)

保有契約1

(単位 千件,百万円)

保 険 種 類	件 数	前年対比	金 額	前年対比
		%		%
個 人 保 険	109,889	101.9	1,299,870,829	107.9
1. 死 亡 保 険	46,914	108.0	1,024,953,752	110.9
(イ) 定 期 保 険	6,976	111.6	80,166,179	109.3
(ロ) 定 期 特 約	(12,900)	(107.5)	115,018,194	115.0
(ハ) 終 身 保 険	32,964	107.6	817,730,597	110.8
(ニ) 変 額 保 険 (終身型)	787	94.2	9,139,212	91.5
(ホ) 疾 病 保 険	6,156	108.0	2,820,119	107.6
(ヘ) 介 護 保 険	28	97.8	75,572	96.6
(ト) 海 外 旅 行 生 命 保 険	0	84.8	3,455	88.7
(チ) そ の 他	0	115.6	421	112.1
2. 生 死 混 合 保 険	58,476	97.8	269,699,018	97.9
(イ) 普 通 養 老 保 険	26,629	98.2	79,793,785	101.3
(ロ) 定 期 付 養 老 保 険	6,869	89.2	93,883,989	88.1
(ハ) 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	5,706	104.5	54,943,084	106.8
(ニ) 変 額 保 険 (有 期 型)	138	86.9	772,560	82.6
(ホ) 連 生 保 険	83	142.6	308,044	606.6
(ヘ) こ ど も 保 険	3,950	106.4	22,791,312	109.2
(ト) そ の 他	9,098	99.2	17,206,240	101.6
3. 生 存 保 険	4,498	97.3	5,218,058	100.9
(イ) こ ど も 保 険	1,812	96.3	2,853,921	100.3
(ロ) 貯 蓄 保 険	2,426	98.3	2,159,566	101.3
(ハ) そ の 他	259	94.5	204,570	104.8
個 人 年 金 保 険	10,930	118.5	65,331,090	122.8
年 金 開 始 前	10,644	118.6	64,487,327	122.8
年 金 開 始 後	285	115.1	843,763	121.3
団 体 保 険	434,687	109.0	540,528,304	104.4
1. 死 亡 保 険	434,490	109.0	540,308,396	104.4
(イ) 団 体 定 期 保 険	174,953	102.3	469,164,893	103.6
(ロ) 団 体 信 用 保 険	259,408	114.1	100,769,474	108.4
(ハ) 消 費 者 信 用 団 体 保 険	—	—	—	—
(ニ) 団 体 終 身 保 険	36	98.6	102,892	97.2
(ホ) 心 身 障 害 者 扶 養 者 保 険	93	100.2	271,135	100.9
2. 生 死 混 合 保 険	150	95.2	185,840	82.6
(イ) 団 体 養 老 保 険	150	95.2	158,840	82.6
3. 年 金 特 約	45	132.8	34,067	136.2
年 金 開 始 前	2	113.0	3,998	117.7
年 金 開 始 後	42	134.5	30,069	139.1

平成4年度保険種類別統計表(3)

新契約2

(単位 千件,百万円)

保 険 種 類	件 数	前年対比	金 額	前年対比
		%		%
団 体 年 金 保 険	19,001	252.9	81,914	140.6
(イ) 団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
(ロ) 企 業 年 金 保 険	4,426	532.0	1,870	143.8
(ハ) 新 企 業 年 金 保 険	8,939	733.6	31,090	123.6
(ニ) 抛 出 型 企 業 年 金 保 険	676	50.1	15,101	150.6
(ホ) 年 金 福 祉 事 業 団 保 険	—	—	—	—
(ヘ) 変 額 年 金 福 祉 事 業 団 保 険	—	—	6,000	—
(ト) 厚 生 年 金 基 金 保 険	4,958	120.7	8,069	176.3
(チ) 厚 生 年 金 基 金 連 合 会 保 険	—	—	—	—
(リ) 国 民 年 金 基 金 保 険	—	—	80	15.0
(ヌ) 国 民 年 金 基 金 連 合 会 保 険	—	—	—	—
(ル) 団 体 生 存 保 険	—	—	19,702	133.0
財形保険	253	99.6	4,302	110.4
(イ) 財 形 貯 蓄 保 険	212	96.6	3,077	105.9
(ロ) 財 形 住 宅 貯 蓄 積 立 保 険	35	114.7	1,180	123.7
(ハ) 財 形 給 付 金 保 険	5	149.0	44	125.0
(ニ) 財 形 基 金 保 険	—	—	—	—
財形年金保険	39	115.2	2,445	61.3
(イ) 財 形 年 金 保 険	0	48.1	1,575	47.9
(ロ) 財 形 年 金 積 立 保 険	39	117.1	870	124.3
医療保障保険	195	13.7	406	66.4
(イ) 個 人 型	8	70.4	35	73.1
(ロ) 団 体 型	186	13.2	371	65.9
就業不能保障保険	3	—	427	—
(イ) 就 業 不 能 保 障 保 険	—	—	—	—
(ロ) 長 期 就 業 不 能 保 障 保 険	3	—	427	—

- (注) (1) 団体保険, 団体年金保険, 財形保険及び医療保障保険(団体型)の件数欄は被保険者数を示す。
(2) 消費者信用団体生命保険の金額は, 保険料計算用債務残高を示す。
(3) 個人年金保険の年金開始前の金額は年金開始時における年金原資, 年金開始後の金額は責任準備金を示す。
(4) 団体年金保険, 財形保険の新契約の金額は第一回保険料を, 保有契約の金額は責任準備金を示す。
(5) 財形年金保険の新契約及び年金開始前の保有契約の金額は, 年金開始時における年金原資, 財形年金積立保険の新契約の金額は第一回保険料を示す。
(6) 財形年金積立保険の年金開始前の保有契約, 財形年金保険及び財形年金積立保険の年金開始後の金額は責任準備金を示す。
(7) 医療保障保険の金額は入院日額を示し, 合計件数は個人型の件数と団体型の被保険者数を合算したものである。
(8) 就業不能保障保険の金額は, 就業不能保険金月額である。

平成4年度保險種類別統計表(4)

保有契約2

(單位 千件, 百萬元)

保 險 種 類	件 数	前年对比	金 額	前年对比
		%		%
团 体 年 金 保 險	282,853	109.6	44,049,824	116.2
(1) 团 体 年 金 保 險	2	99.2	520	102.8
(0) 企 業 年 金 保 險	93,288	57.2	13,887,126	84.5
(A) 新 企 業 年 金 保 險	99,643	634.1	7,379,397	220.1
(二) 抛 出 型 企 業 年 金 保 險	5,544	177.0	1,127,742	513.5
(ホ) 年 金 福 祉 事 業 团 保 險	—	—	3,903,039	26.1
(ハ) 变 額 年 金 福 祉 事 業 团 保 險	—	—	1,516,959	137.3
(ト) 厚 生 年 金 基 金 保 險	67,565	112.9	11,423,381	117.4
(フ) 厚 生 年 金 基 金 連 合 会 保 險	16,809	104.0	327,957	106.1
(リ) 国 民 年 金 基 金 保 險	—	—	17,069	319.7
(ヌ) 国 民 年 金 基 金 連 合 会 保 險	—	—	78,183	294.5
(ル) 团 体 生 存 保 險	—	—	4,388,445	120.7
財 形 保 險	1,407	100.3	924,343	109.4
(1) 財 形 貯 蓄 保 險	1,088	99.4	645,603	108.5
(0) 財 形 住 宅 貯 蓄 積 立 保 險	208	102.0	273,182	111.3
(A) 財 形 給 付 金 保 險	108	107.1	5,537	125.8
(二) 財 形 基 金 保 險	1	99.6	19	89.8
財 形 年 金 保 險	348	103.3	474,046	113.0
年 金 開 始 前	340	102.4	452,752	111.5
(1) 財 形 年 金 保 險	23	95.2	82,633	96.5
(0) 財 形 年 金 積 立 保 險	317	103.0	370,118	115.5
年 金 開 始 後	8	156.0	21,294	157.7
(1) 財 形 年 金 保 險	1	139.3	2,858	139.8
(0) 財 形 年 金 積 立 保 險	6	159.7	18,435	160.9
医 療 保 障 保 險	3,621	108.8	4,696	111.9
(1) 個 人 型	32	105.9	131	106.4
(0) 团 体 型	3,589	108.8	4,564	112.0
就 業 不 能 保 障 保 險	3	—	424	—
(1) 就 業 不 能 保 障 保 險	—	—	—	—
(0) 長 期 就 業 不 能 保 障 保 險	3	—	424	—

第 種団体 連合設立の厚生年金基金の団体 共済組合の団体 「親子関係の企業体」に所属する者によって組織された単一の労働組合、協同組合、互助会等の所属員の団体 「親子関係の企業体」における子の企業体に所属する者の団体。

第 種団体 職域による協同組合および協同組合連合会の所属員の団体 商工会、商工組合、商店街振興組合およびこれらの連合会、もしくは商工会議所、協業組合の所属員の団体 同一業種の事業を営む者の団体 連鎖化事業に加盟する者の団体 総合設立の厚生年金基金の団体 下請業者団体 国・都道府県の免許、許可、認可を受け、一定の機関に登録しなければ営むことのできない特定業務に従事する者のみによって組織された団体 国会・地方公共団体の議会議員の団体。

第 種団体一策 種、第 種および第 種団体以外の団体で、原則として法人格を有する団体の所属員の団体で、あらかじめ大蔵省の了承を得た団体。

(2) 団体信用生命保険 信用供与機関・信用保証機関に対し賦払償還債務を負う債務者の団体を対象とした特殊な保険である。

住宅ローン、消費者ローン等で賦払債権債務の関係がある場合にその債務額を保険金額、債権者を契約者、債務者を被保険者、保険期間はその債務の返済期間とする契約であり、賦払返済によって債務残高は減少するので、それとともに保険金額も減少する逓減定期保険である。被保険者（債務者）が死亡または所定の高度障害状態になったとき保険金が支払われ、この保険金は直ちに残債務の返済に充当されることになる。

また、団体信用生命保険障害特約を付加することにより、被保険者が所定の「就労不能とみなしうる程度の身体障害状態」になった場合にも障害保険金が支払われることになる。

(3) 消費者信用団体生命保険 団体信用生命保険は賦払償還により逓減する債務を対象とするが、この保険はクレジット会社等の信用供与機関に対し、一定の与信限度額の範囲内で増減する債務を負う債務者の団体を対象とした保険である。

信用供与契約に基づく債務残高を保険金額、債権者を契約者、債務者を被保険者、保険期間を1年（自動更新）とする契約であり、個々の被保険者に対応する金額は常に増減することになる。被保険者（債務者）が死亡又は所定の高度障害状態になったとき保険金が支払われ、この保険金は直ちに残債務の返済に充当されることになる。

(4) 団体養老保険 一定の団体性を満たした団体に所属する役員および従業員の退職金などの準備に利用される。被保険者の保険期間満了または死亡によって保険金を支払う。なお、保険料には掛け捨ての部分のほかに積立の部分を含む。

(5) 団体終身保険 団体定期保険でいう第 種、第 種および第 種団体に該当する団体を契約団体とする保険である。団体養老保険の場合には、退職等の事由で保険期間は終了するのに対し、団体終身保険は退職等の後においても一定額は生涯保障されるもので、死亡又は所定の高度障害になったとき保険金が支払われる。なお、団体終身保険は現在新規契約の販売が原則として中止されており、代替商品として一時払退職後終身保険が開発された。

(6) 心身障害者扶養者生命保険 社会福祉・医療事業団を保険契約者、心身障害者を扶養し、かつ、一定の資格を有する者を被保険者とし、無診査で契約を締結する保険であり、心身障害者の生存中に被保険者が死亡又は所定の高度障害状態になったとき、保険金を契約者に支払う。また、被保険者であった期間が継続して1年以上の場合、その被保険者の生存中に心身障害者が死亡したときは、特別給付金を契約者に支払うとともに被保険者が所定の要件を満たすこととなったときは保険料の一部の払込を免除する。

(7) 企業年金保険・厚生年金基金保険 これらは企業の従業員退職金支給制度が一時支給から年金支給へと移行しはじめた頃から注目された団体年金保険である。すなわち、国民皆年金制度の充実、退職年金の税制整備、厚生年金給付の引き上げなどに伴って、企業側に退職年金制度を採用する気運が高まり、保険料と運用収益を年金原資として積み立て、退職者に対し約定の年金または一時金を支払うことをねらったものである。

企業年金保険 団体単位で加入し、従業員がある年齢に達した時から終身年金またはある年数間の有期年金が支給されるものである。税法上の所定の要件を備えたものは税務上有利な取扱いを受けることができ、これを適格退職年金という。そうでない団体年金は非適格退職年金といわれる。これらの年金制度については一括して「企業年金保険」により受託していたが、平成2年度に商品体系を改め、適格退職年金など企業が保険料を負担する「新企業年金保険」と、加入・脱退が任意であり被保険者が保険料を負担する「拋出型企業年金保険」とに明確に区分した。

厚生年金基金保険 民間企業が年金基金という特殊な法人を設けて、厚生年金保険の一部の給付を代行し、かつ企業独自の加算部分を上乘せして退職者に年金または一時金を基金が給付するものでその管理運用を受託するための保険である。なお、本保険の一環として厚生年金基金連合会保険がある。

この二つの年金制度は、いずれも企業の従業員の老後の生活保障をするのが目的であるので、企業の将来性やその消長に関係なく確実に給付保障が行われるよう運用されるべきものである。また、年金支給開始時期は企業側で定年退職時期などを定めているので、その時期にあわせるよう保険会社が設計し、年金原資の所要額確保などにつとめているところである。

特別勘定特約 団体年金保険に付加する特別勘定特約が平成2年度に創設された。これは、年金資産にかかる積立金を一般勘定とは別に運用し、運用収益を直接還元するものである。特別勘定特約には、複数の年金資産を合同して運用する合同口（適格退職年金保険と厚生年金基金保険に付加できる）と、年金資産ごとに特別勘定を設定する単独口（厚生年金基金保険にのみ付加できる）の2種類がある。

なお、昭和62年度より国民・厚生年金の財源強化事業が開始されたことにより、これを受託するための年金福祉事業団保険が同年に、特別勘定により運用を行う変額年金福祉事業団保険が翌年の63年度にそれぞれ創設された。また共済組合等の年金資金の財源強化を目的とした団体生存保険も同じ63年度に創設されている。

さらに平成3年には、国民年金基金制度が創設されたことに伴い、基金の委託を受け、必要な給付を行うための国民年金基金保険が同年に創設された。

2. 損害保険

損害保険の種類は、次のとおり大別することができるが、その大部分がそれぞれ多くの保険種目に分かれていますので、ここでは、主な保険種目のみを記載した。

主な損害保険商品

火災保険

- ・普通火災保険

イ．（一般物件用）

店舗・店舗兼住宅などの建物および動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災によって生じた損害のほか、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用、傷害費用、地震火災費用、修理付帯費用、損害防止費用を担保する。

ロ．（工場物件用）

工場などの建物および動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災、航空機・車両の落下・衝突、騒じょう・労働争議、給排水・スプリンクラ設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢水によって生じた損害のほか、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用、地震火災費用、修理付帯費用、損害防止費用を担保する。

ハ．（倉庫物件用）

営業用倉庫などの建物および動産等について、火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害のほか、臨時費用、残存物取片づけ費用、損害防止費用を担保する。

- ・住宅火災保険

住居専用建物および家財について、普通火災保険（一般物件用）とほぼ同様の損害と費用を担保する。

- ・住宅総合保険

住居専用建物およびその収容家財について、住宅火災保険と同じ損害と費用のほか、外来物の落下・衝突、水漏れ、騒じょう・労働争議、盗難、水災によって生じた損害、持ち出し家財の損害を担保する。また、交通傷害担保特約、個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約が付帯できる。

- ・店舗総合保険

店舗・店舗兼住宅などの建物およびその収容動産について、住宅総合保険とほぼ同様の損害と費用を担保する。また、交通傷害担保特約、店舗賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約が付帯できる。

- ・団地保険

団地・マンションなどの耐火造共同住宅およびその収容動産について、住宅総合保険とほぼ同様の損害（ただし、水害は不担保）と費用（ただし、傷害費用は不担保）のほか、修理費用、交通傷害、団地構内での傷害、賠償責任による損害を担保する。

- ・積立型の団地保険

マンション・団地居住者向けの火災保険、費用保険、傷害保険および賠償責任保険をセットした従来の団地保険をベースとした積立型保険。保険期間は3年、5年、10年で満期時には所定の満期返戻金が支払われる。（ただし、1回の事故で保険金額全額の支払がない場合に限る。）

また、保険の目的を共用部分のみに限り、共用部分を一括付保することもできる。

- ・月掛火災保険

年間保険料の1.5倍程度を12回払いとし、満期時に払込み保険料の3分の1相当額を満期払戻し金として支払う（ただし、1回の事故で保険金額の80%を超える保険金支払いがない場合に限る）。

- ・価格協定保険（特約）

一定条件の普通火災保険（一般物件用）・住宅火災保険・住宅総合保険・店舗総合保険・団地保険に付帯する特約で、建物については再調達価額、家財については再調達価額または時価額を基準として保険金額を設定し、保険金額を限度として実損害額をてん補する。

・火災相互保険

保険期間が5年から20年（整数年）であり、住宅総合保険・店舗総合保険にほぼ準じた内容の損害および費用を担保し、満期時には約定に基づいて満期返戻金を支払う。（ただし、1回の事故で保険金額全額の支払がない場合に限る。）

なお、満期返戻金の支払方法には、一括払と分割払がある。また、交通傷害担保特約、個人賠償責任担保特約等が付帯できる。

・定額払積立家庭保険

住宅総合保険、店舗総合保険とほぼ同様の損害・費用および家族全員の傷害を担保する。保険期間が3年から10年（整数年）の満期返戻金付きの保険であり、この満期返戻金の額を調整することにより、全国一律の保険料となっている。

・建物更新保険

保険期間が3年・5年・10年・15年・20年の5種類あり（ただし、家財は3年・5年・10年の3種類）、住宅総合保険・店舗総合保険とほぼ同様の損害および費用を担保し、満期時には約定に基づいて満期返戻金を支払う（ただし、1回の事故で保険金額の80%を超える保険金の支払いがない場合に限る）。また、交通傷害担保特約、個人賠償責任担保特約、盗難危険担保特約が付帯できる。

・長期総合保険

保険期間が3年・5年・10年の3種類あり、住宅総合保険・店舗総合保険とほぼ同様の損害および費用を担保し、満期時には保険金額の10%に相当する額を満期返戻金として支払う（ただし、1回の事故で保険金額の80%を超える保険金の支払いがない場合に限る）。また、個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約が付帯できる。

・満期戻総合保険

保険期間が3年・5年・10年の3種類あり、住宅総合保険・店舗総合保険にほぼ準じた内容の損害および費用のほか、全損時の特別費用を担保する。また、自動増額制度および保険契約の転換制度があり、満期時には払込も保険料の総額に一定率（100%、90%、80%、60%）を乗じた額を満期返戻金として支払う。（ただし、1回の事故で保険金額全額の支払がない場合に限る。）

・積立生活総合保険

専用住宅および店舗併用住宅を対象都市、家庭生活に伴う火災、傷害、賠償責任の各危険を包括的に担保する。

保険期間は、3年から20年の長期契約であり、満期時返戻金は物保険の保険金額の20%、25%または30%（傷害危険を不担保とする場合は20%以下）に設定する。

・地震保険

専用住宅・店舗兼住宅などの建物およびその収容家財について上記の各保険種目に付帯して引き受ける。主契約の保険金額の30%～50%相当額の範囲内で契約者が任意に選択した額（他の地震保険契約を含めて建物1,000万円、家財500万円が限度）を地震保険金額とする。地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の目的が建物の場合は当該建物が全損または半損となったとき、保険の目的が家財の場合は当該家財が全損または収容建物が全損もしくは半損となったときに、保険金が支払われる。

・利益保険（特約）

企業の事務所・工場・倉庫等を対象として、火災、落雷、破裂・爆発などによって営業が休止・阻害されたために生じた損失（利益の減少等）をてん補する。

・新価保険（特約）

一般の火災保険が時価額を基準として損害をてん補するのに対して、再調達価額を基準に損害をてん補する契約方式であり、普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険に付帯して引き受ける。

・店舗休業保険

中小規模の卸売業・小売業・サービス業などの店舗・事務所等を対象として、店舗総合保険とほぼ同様の保険事故によって営業が休止・阻害されたために生じた損失（利益の減少等）をてん補する。

・企業費用・利益総合保険

偶然な事故により企業の活動が休止又は阻害されたために生じた喪失利益、収益減少防止費用などをてん補する。企業の主に建物、機械などを包括的に保険対象としている。

海上保険

・船舶保険

貨物船や油槽船などの一般商船をはじめとして、作業船や海底石油資源開発に従事する海洋掘削装置等、海上で使用される物件を保険の対象とし、海上危険（沈没・座礁・座州・火災・衝突等）および特約がある場合には陸上危険によってこれらに生じる損害をてん補する保険の総称である。保険種類としては、普通期間保険、建造保険、不稼働損失保険、戦争保険等があり、特約によって賠償責任保険の引受けも行っている。

・貨物海上保険

海上輸送中の貨物について、輸送用具の沈没・座礁・座州・火災・衝突その他の海上危険によって生じた損害をてん補する。

運送保険

・運送保険

陸上または河川・湖沼輸送中の貨物について火災、爆発、もしくは輸送用具の脱線・転覆・墜落・不時着・衝突・沈没・座礁・座州によって生じた損害、またはすべての偶然な事故によって生じた損害をてん補する。

傷害保険

・普通傷害保険・積立普通傷害保険

国内、国外を問わず家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる。保険金の種類には、死亡保険金・後遺傷害保険金（後遺傷害の程度に応じて支払う）・入院保険金・通院保険金がある。また、特約を付帯することにより、賠償責任損害（個人賠償）もてん補する。

積立普通傷害保険は積立に係る機能（満期返戻金、保険料の振替貸付、契約者貸付等）を持たせる内容の「積立型基本特約」を付帯し、保険期間を3年から10年（整数年）と長期に設定するものである。

・家族傷害保険・積立家族傷害保険

担保する危険の範囲は普通傷害保険と同じであるが、この保険は被保険者本人のみならず、配偶者および親属の傷害事故についても保険金を支払うものである。また、特約を付帯することにより、賠償責任損害（個人賠償）もてん補する。なお、別途の特約により傷害危険担保の被担保者を「夫婦」に限定することもできる。

積立の場合の機能は、積立普通傷害保険と同じ。

・交通事故傷害保険

国内において、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の事故、運行中の交通乗用具に搭乗している間および乗客として乗降場構内にいる間の事故、道路通行中の建造物の倒壊、崖崩れ、火災等の事故、建物の火災、によって傷害を被った場合に保険金が支払われる。

・ファミリー交通傷害保険

担保する危険の範囲は交通事故傷害保険と同じであるが、この保険は、被保険者本人のみならず、配偶者および親族の傷害事故についても保険金を支払うものである。また、特約を付帯することにより、賠償責任損害（個人賠償）もてん補する。

・積立ファミリー交通傷害保険

ファミリー交通傷害保険と担保範囲は同じであるが、保険期間を3年から10年の整数年と長期に設定し、満期時には満期返戻金が支払われる（ただし、同一保険年度内の事故により被った傷害に対して支払う死亡・後遺障害保険金の額が被保険者全員の保険金額に達しない場合に限る）。

また、特約により被保険者を本人のみあるいは夫婦のみに限定することもできる。

・国内旅行傷害保険

日本国内の旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間に傷害を被った場合に保険金が支払われる。また、特約を付帯することにより、賠償責任危険（個人賠償）による損害、携行品損害、救護者費用等についても保険金が支払われる。

・海外旅行傷害保険

海外旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間に傷害を被った場合に保険金が支払われる。

また、特約を付帯することにより、疾病治療費用、疾病死亡、賠償責任危険（個人賠償）による損害、携行品損

害、救護者費用等についても保険金が支払われる。

- ・所得補償保険・積立所得補償保険

病気や傷害によって就労が不能となった場合に被保険者の喪失する所得をてん補するものである。また、特約を付帯すれば、傷害による死亡・後遺障害についても保険金が支払われる。

積立の場合の機能は積立普通傷害保険と同じ。

- ・自動車総合保険

自転車に起因する各種の危険（傷害、個人賠償責任、車体損害）を包括的に担保する保険であり、一枚の保険証券で家族全員を付保できる。

- ・新積立女性保険

主婦、OL、学生などすべての女性を対象とし、被保険金である女性が国内・海外旅行中や軽スポーツを含む日常生活において被った傷害、賠償責任、携行品（軽スポーツ中の運動用具を含む）の損害を幅広く担保する。保険期間が3年から20年の積立型保険で、満期時の満期返戻金に加え、保険期間の途中で返戻金を支払う中途返戻金支払特約もある。

- ・ホリデー・レジャー総合保険・積立ホリデー・レジャー総合保険

休日およびレジャーを目的とした宿泊を伴う旅行中に生じた傷害、賠償損害、携帯品損害等に対して保険金が支払われる。

積立の場合の機能は、積立普通傷害保険と同じ。

- ・積立実年長期傷害保険

主に中高年層を対象とした積立傷害保険で、保険期間の延長、保険期間の中途における補償額の変更、死亡補償の特約担保方式の導入、重度後遺障害保険金の1.5倍支払制度の導入、保険金の払込中止制度および転換制度の導入等の機能を盛り込んだものである。

- ・積立安心生活傷害保険

サラリーマン層を対象とし、就業外の傷害および就業中、就業外を問わず交通傷害を担保する積立傷害保険である。

保険期間は3年・一時払専用で、予定利率を機動的に見直しができる仕組みとしている。

- ・積立いきいき傷害保険

担保する危険の範囲は積立安心生活傷害保険と同じであるが、各階層の契約者ニーズに応じて交通事故傷害・傷害死亡・後遺障害保険金額を自由設計できる積立傷害保険である。

保険期間は5年・一時払専用で予定利率を機動的に見直しができる仕組みとしている。

- ・財形傷害保険

財形貯蓄の種類に対応し、次の5種類があるが、いずれも、傷害による死亡または重度後遺障害に対して払込保険料累計額の一定倍（下記i～は5倍、は2倍）相当額の保険金を支払うものである。

財形貯蓄傷害保険（勤労者財産形成貯蓄契約に対応）

財形年金傷害保険（勤労者財産形成年金貯蓄契約に対応）

財形住宅傷害保険（勤労者財産形成住宅貯蓄契約に対応）

財形給付金傷害保険（勤労者財産形成給付金契約に対応）

財形基金傷害保険（勤労者財産形成基金契約に対応）

- ・年金払積立傷害保険

保険期間満了までの間、傷害による死亡・後遺障害を補償するとともに、保険期間の途中から、約定した給付金を年金払するものである。

保険期間は10年以上50年以下（ただし加入時年齢は30歳以上、給付金支払満了時年齢は80歳以下）、給付金支払期間は5年以上20年（ただし支払開始時年齢は55歳以上70歳以下、終了時年齢は80歳以下）で設定している。

給付金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず給付金が支払われる「確定型」と、給付金支払期間を保証期間と非保証期間とに分け、保証期間中については被保険者の生死にかかわらず給付金が支払われ、非保証期間中については被保険者が生存し保険契約が有効である場合にかぎり給付金が支払われる「保証期間付有期型」の2タイプがある。（ただし、いずれのタイプでも、保険金額の全額を支払う事故が発生した場合には保険契約は終了し、以後

の給付金は支払われない。)

自動車保険（任意保険）

・自家用自動車総合保険（SAP）

自家用自動車5車種（自家用普通・小型・軽四輪乗用車，自家用小型・軽四輪貨物車）を対象とし，対人賠償保険，自損事故保険，無保険車傷害保険，対物賠償保険，搭乗者傷害保険および車両保険の6つの保険が自動的にセットされている。対人賠償事故，対物賠償事故において，保険会社は被保険者と被害者の同意を得て示談交渉を行い，また被害者は損害賠償額の支払いを保険会社へ直接請求することができる。

（ ）対人賠償保険

自動車事故によって他人を死傷させ，法律上の損害賠償責任を負担した場合，自賠責保険で支払われる金額を超える部分について保険金が支払われる。

（ ）自損事故保険

（対人賠償保険に自動付帯）

自損事故（自動車の電柱衝突等）により自動車の所有者，運転者または搭乗者が死亡，後遺障害または傷害を被り，それによって生じた損害について，自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに保険金が支払われる。

（ ）無保険車傷害保険

対人賠償保険をつけていないなど賠償資力が十分でない相手自動車（加害自動車）に衝突されて死亡または後遺障害を被った場合，保険金が支払われる。

（ ）対物賠償保険

自動車事故によって他人の財物に損害を与え，法律上の損害賠償責任を負担した場合，その損害について保険金が支払われる。

（ ）搭乗者傷害保険

契約自動車に搭乗中の者が事故によって死亡，後遺障害または傷害を被った場合，保険金が支払われる。

（ ）車両保険

衝突・接触・墜落・転覆・物の飛来・物の落下・火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮その他偶然な事故によって被保険自動車自体に生じた損害について保険金が支払われる。なお，自家用自動車5車種の場合は，車両価額協定保険特約が自動付帯される。この特約が付帯された自動車については，契約時に契約者と保険会社との間で保険価額を協定し，その価額を保険金額として定め，全損の場合には，協定保険価額が，分損の場合には損害額から免責金額を差し引いた額が支払われる。

・自家用自動車保険（PAP）

自家用のすべての用途・車種の自動車を対象とし，対人賠償保険，自損事故保険，無保険車傷害保険，対物賠償保険，搭乗車傷害保険の5つの保険が自動的にセットされている。なお，車両保険も任意に加えることができる。対人賠償事故において，保険会社は，被保険者と被害者の同意を得て示談交渉を行い，また，被害者は損害賠償額の支払いを保険会社へ直接請求することができる。

・自動車保険（BAP）

すべての用途・車種の自動車を対象とし，対人賠償保険，自損事故保険，対物賠償保険，搭乗者傷害保険，車両保険の5つの保険を契約者のニーズに応じ，単独，組み合わせのいずれでも契約できる保険である。

ただし，自損事故保険は，対人賠償保険に自動的に付帯されるため単独で引き受けることはできない。また，搭乗者傷害保険は対人賠償保険，対物賠償保険または車両保険に付帯して引受けなければならない。単独で引受けすることはできない。

・自動車運転者損害賠償責任保険

（ドライバー保険）

運転免許証は持っているが，自動車をもっていないドライバー（本人）が，他人の車（レンタカーを含む）を運転している間の偶然な事故により生じる損害賠償責任に備えるための保険である。対人賠償保険，自損事故保険，対物賠償保険，搭乗者傷害保険の4つの保険を契約者のニーズに応じ，単独，組み合わせのいずれでも契約できる保険である。

ただし、自損事故保険は、対人賠償保険に自動的に付帯されるため単独で引き受けることはできない。また、搭乗者傷害保険は対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険に付帯して引受けなければならない、単独で引受けすることはできない。

自動車損害賠償責任保険（強制保険）

自動車損害賠償保障法に基づく強制保険であり、自動車の保有者・運転者が自動車の運行によって他人の身体・生命を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害をてん補する。

賠償責任保険

・施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、店舗、学校、遊園地、広告塔、貯水池等の各種施設の所有、使用、管理またはその施設における仕事の遂行に伴って生じる偶然な事故により他人の身体・生命を害したり、他人の財物に損害を与えた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

・請負業者賠償責任保険

建築工事、土木工事等の請負業者が行う仕事の遂行または仕事の遂行のための施設の所有、使用、管理に伴って生じる偶然な事故により他人の身体・生命を害したり、他人の財物に損害を与えた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

・生産物賠償責任保険

被保険者が生産もしくは販売した財物が他人に引渡された後、または被保険者が行った仕事が終了した後、その生産物もしくは仕事の結果によって生じる偶然な事故により他人の身体・生命を害したり、他人の財物に損害を与えた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

・情報サービス業者・電気通信事業者賠償責任保険

被保険者が、日本国内において情報サービス業者または電気通信事業者としての業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した財産的損害につき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

・遊漁船業者総合保険

被保険者が遊漁船業の遂行等に伴い負担する乗客などに対する賠償損害、捜索救助費用、傷害見舞費用等の損害について保険金が支払われる。

・ゴルファー保険

ゴルファーがゴルフの練習、競技、指導中に起こした第三者賠償事故のほか、ゴルフ場内でのゴルファー自身の傷害、ゴルフ用具の破曲損・盗難事故およびホールインワンを達成した場合に支出する記念品等の費用について保険金が支払われる。

・個人賠償責任保険

個人が、住居を中心として日常生活を営むうえで、他人の身体・生命を害し、または他人の財物に損害を与えたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害をてん補する。この保険は、家族全員が被保険者になる。なお、航空機・船舶・自動車等に起因する賠償責任および受託物に係る賠償責任はこの保険ではてん補されない。

・商店会総合保険

商店会の商店会活動における、賠償責任、傷害、物損ならびに見舞金費用等を総合的に担保するものである。

船客傷害賠償責任保険

・船客傷害賠償責任保険

船舶による旅客の運送業者が、旅客運送中に生じた事故によって乗客の身体・生命を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

労働者災害補償責任保険

・労働者災害補償責任保険

政府労災保険と同様に、事業主が従業員の業務災害について負担する労働基準法上の災害補償責任を担保する保険であり、主に従業員を海外に派遣する事業を対象に販売されている。

・労働災害総合保険・積立労働災害総合保険

事業主（被保険者）が、その従業員の労災事故の発生によって被る2種類の損害（法定外補償、使用者賠償責任）を総合的にてん補する。政府労災保険等の上積みとして位置付けられる保険である。

積立の場合の機能は、積立普通傷害保険と同じ。ただし保険期間は、3年、4年および5年の3種類である。

航空保険

- ・機体保険等

航空機自体について生じた墜落、不時着、火災、爆発等偶然な事故による損害をてん補する等。

信用保険

- ・個人ローン信用保険

個人ローン（住宅ローンを除く）の借主が、借入金を返済できなくなったことによって金融機関が被った損害をてん補する。

- ・有料老人ホーム入居者保証機関保険

有料老人ホーム入居者保証機関と保証委託契約をした有料老人ホームが倒産した場合において、入居者に対し保証債務（有料老人ホームが支払う違約金）を履行したことによる損害をてん補する。

保証保険

- ・住宅ローン保証保険

住宅ローンの借主が借入金を返済できなくなったことによって、金融機関が被った損害をてん補する。

建設工事保険

- ・建設工事保険

工事現場において、工事の目的物、工所用材料・仮設材・仮設物・仮設建物について生じた事故による損害をてん補する。また、特約によって、水災による損害あるいは第三者に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害もてん補する。

- ・土木工事保険

建設工事保険や組立保険で対象とならない土木工事一般において、工事の目的物、工所用材料・仮設材・仮設物・仮設建物について生じた事故による損害をてん補する。また、特約によって、工所用仮設備、工所用機械器具の損害もてん補する。

- ・土木構造物保険

道路、鉄道、橋梁などの土木構造物について偶然な事故により損害が生じた場合に、再築、修理の費用をてん補する。

原子力保険

- ・原子力損害賠償責任保険

原子炉施設などに発生した事故によって他人の身体・生命を害し、または、他人の財物に損害を与えたことによって法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害をてん補する。

- ・原子力財産保険

原子炉施設・その収容物などについて火災・破裂・爆発、原子炉の過度の温度上昇・放射能汚染などの事故によって生じた損害をてん補する。

動産総合保険

- ・動産総合保険

原則として一切の偶然な事故によって保険の目的（動産）に生じた損害をてん補する。保険証券記載の担保地域内であれば、保管中、使用中、輸送中を問わず、いかなる場所で事故が発生しても担保し、動産であれば、ほとんどすべての財物が引受対象となる。

- ・積立動産総合保険

家庭内の家財、オフィスの事務用機器等を対象とした積立型のオールリスク保険。保険期間3年・4年または5年で満期時には所定の満期返戻金が支払われる（ただし、1回の事故で保険金額全額の支払がない場合に限る）。

- ・コンピュータ総合保険

情報機器、情報メディアの偶然な事故にもとづき生じた 情報機器の物的損害 情報メディアの再製作費用 平常業務継続に要する営業継続費用 業務停止に伴う損失をてん補するとともに、特約によって通信用回線等（通信

用回線および各種通信機械設備)の偶然な事故にもとづき生じた損害(物的損害営業継続費用,業務停止に伴う損失)をてん補する。また,磁気テープ等に記録される情報(プログラムまたはデータ)のみに生じた損害について再製作費用をてん補する特約がある。

盗難保険

・盗難保険

特定収容場所に収容されている動産の盗難(窃盗,強盗による盗取,き損,汚損)によって生じた損害をてん補する。盗難危険は,住宅,店舗総合保険や動産総合保険でも担保されるが,この保険は盗難危険のみを対象とする点に特色がある。

なお,家財の盗難危険は住宅・店舗総合保険で担保されることから,この保険の主な契約対象は,企業の商品,原材料,機械器具類となっている。

費用・利益保険

・費用・利益保険

イ 興行中止保険

プロ野球等のスポーツ大会や音楽会等のイベントが偶然な事故によって中止または延期された場合に,主催者などの被保険者が支出する費用または喪失する利益を担保する保険である。

ロ・スポンサー保険

被保険者が,特定の行為を成したる者に対して支払う報酬を担保する保険である。例えば,プロ・ゴルフ・トーナメントにおいて企業が提供するホールインワン賞金を担保する契約がある。

・医療費用保険

病気・傷害で日本国内の病院等に公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用して入院した場合に被保険者が負担した費用をてん補する。保険金の支払対象は,公的医療保険制度の定める一部負担金および差額ベット料・付添者の雇入費用・親族付添費用・ホームヘルパー雇入費用等の入院諸費用および高度先進医療に要する費用である。

・介護費用保険・積立介護費用保険

被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態または痴呆により介護が必要な状態となった場合に,病院等や介護施設に対して支払った費用,介護の形態(在宅,病院等への入院,介護施設への入所)に応じてかかる介護諸費用,介護機器の購入・住宅の改善に要する費用に対して保険金を支払うものであり,保険期間は終身である。

また,積立介護費用保険は,介護費用保険に,積立に係る機能〔積立期間(10年から30年の整数年で設定)の満了時に返戻金を支払う等〕を持たせる「積立型基本特約」を付帯することによって積立化したものである。

・レジャー・サービス施設費用保険

レジャー・サービス施設において火災・破裂,爆発などの災害が発生し,利用者が傷害を被った場合に,施設の所有,使用,管理者が支出する被災者対応費用,被災者傷害見舞費用をてん補する。

機械保険

・機械保険

企業の工事などの機械,機械設備,装置が偶然な事故によって損害を受けた場合に復旧費用等をてん補する。